

霧島市共生・協働に関する指針

～共生・協働による活力あるまちづくりをめざして～



平成22年3月



霧島市

はじめに

少子・高齢化の進行や国際化、高度情報化の進展など大きく変化する社会情勢に伴い、ますます複雑・多様化する住民ニーズに的確に対応するとともに、地域主権型社会の実現に向けて、地方自治体が自ら判断し、自らの責任により、地域の特色を活かしたまちづくりを行うことが強く求められています。

このような状況の中、本市は、平成 17 年 11 月 7 日に 1 市 6 町が合併して、人口・面積ともに県下第 2 の都市として誕生し、平成 20 年 3 月に策定した「第一次霧島市総合計画」に基づき、市民が主役のまちづくりの実現をめざし、共生・協働の機運の醸成等に努めてきたところです。

今後、合併後の本市を取り巻く環境の変化に的確に対応し、市民と行政、あるいは市民同士が、相互に信頼関係を築き、それぞれの特性や個性を活かしながら連携・協力して、活力あるまちづくりを推進していくためには、第一次霧島市総合計画との整合性が確保された一定のルールが必要です。

このようなことから、合併前の協議時において、新市では、市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくことが重要であるという観点から、地域の代表者で構成する「コミュニティ検討委員会」及び庁内組織の「コミュニティ調整会議」が中心となってとりまとめられた「共生・協働のまちづくりの指針の素案」を基本に、「市民活動促進委員会」のご意見を賜りながら、今般、「霧島市共生・協働に関する指針」を策定しました。

この指針が、多くの市民の皆様をはじめ、地域団体等に定着するよう努め、共生・協働によるまちづくりを推進してまいります。

最後に、この指針の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「霧島市市民活動促進委員会」の委員の方々及び関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成 22 年 3 月

霧島市長 前田終止

目 次

第1章 指針策定の趣旨	1
1 共生・協働が求められる背景と意義	1
(1) まちづくりを進める原動力	
(2) 新たな公共サービスの展開	
2 定義	2
(1) 市民	
(2) 市民活動	
(3) 共生・協働	
第2章 市民活動の現状と課題	3
1 市民個人の活動	3
2 地域団体の活動	5
3 市民活動団体の活動	7
(1) NPO法人	
(2) ボランティア団体	
第3章 共生・協働についての基本的な考え方	10
1 共生・協働の基本原則	10
① 目的共有の原則	
② 対等の原則	
③ 相互理解の原則	
④ 自主性・自立性の原則	
⑤ 公開の原則	
⑥ 評価の原則	
2 共生・協働の領域と形態	11
3 共生・協働によって期待される効果	13
4 共生・協働を進めるための役割	14
第4章 共生・協働を進めるための行政の推進方針	16
1 共生・協働の啓発・推進	16
(1) 意識啓発・機会づくりを進めます	
(2) 情報を共有し、相互理解を深めます	
(3) 職員の意識改革を進めます	
(4) 共生・協働の推進体制づくりを進めます	
2 市民活動の支援	18
(1) 市民活動の拠点づくりを進めます	
(2) 市民活動へ財政的な支援をします	
(3) 市民活動の災害補償をします	
参考資料	
市民活動団体の実態調査	20
用語の説明	26
市民活動促進委員会(指針策定検討委員会)の活動経過	28

1 共生・協働が求められる背景と意義

(1) まちづくりを進める原動力

これまでの公共サービスは、「全て行政が対応するもの」といった意識が市民にも行政にもありました。

しかしながら、社会情勢が変化する中で、市民生活や価値観も変化し、行政サービスの肥大化とともに、行政だけで対応するのは困難になってきています。

共生・協働は、市民と行政が対等のパートナーとして、公共的課題の解決に向けて共に考え、協力して行動するもので、市民の自主性を尊重しながら目的を共有し、互いに役割と責任を明確にして取り組むことが基本となります。

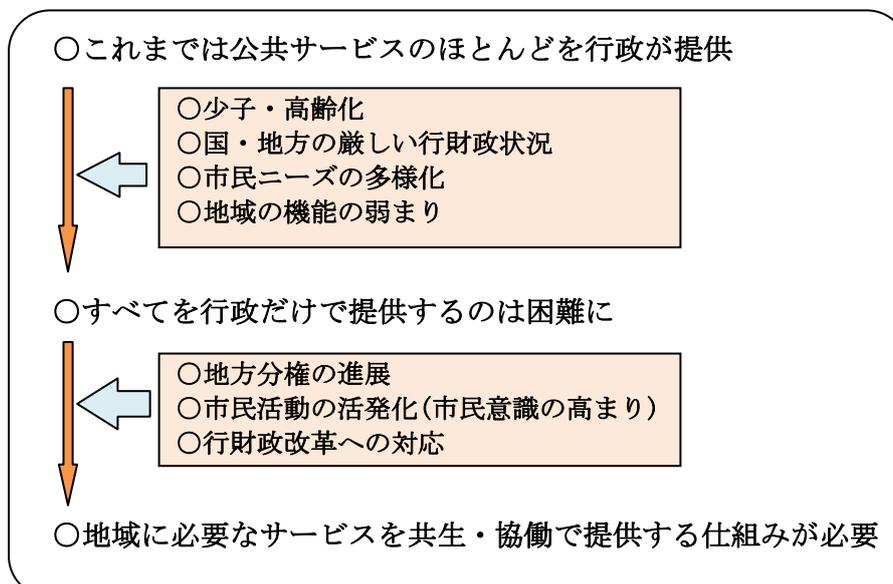
本市においても、様々な課題に適切に対応するためには、市民と行政、あるいは市民どうしが、相互に信頼関係を築き、共生・協働によるまちづくりを進めていくことが重要になります。そして、共生・協働によるまちづくりを進めていくことは、「地域力」、「市民力」が高まる原動力となるものと考えられます。

(2) 新たな公共サービスの展開

市民の公共サービスに対するニーズが多様化する一方、市民意識も変化しており、さまざまな地域課題に取り組むボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体が増えつつあり、個々の住民ニーズをより身近に捉え、独自の判断で、的確かつ柔軟にサービスを提供する公共の担い手としての期待が高まっています。

このような市民活動団体や地域団体である地区自治公民館・自治会などと行政が役割分担を明確にし、協力することで、新たな公共サービスの展開が期待されているところです。

共生・協働が求められる背景

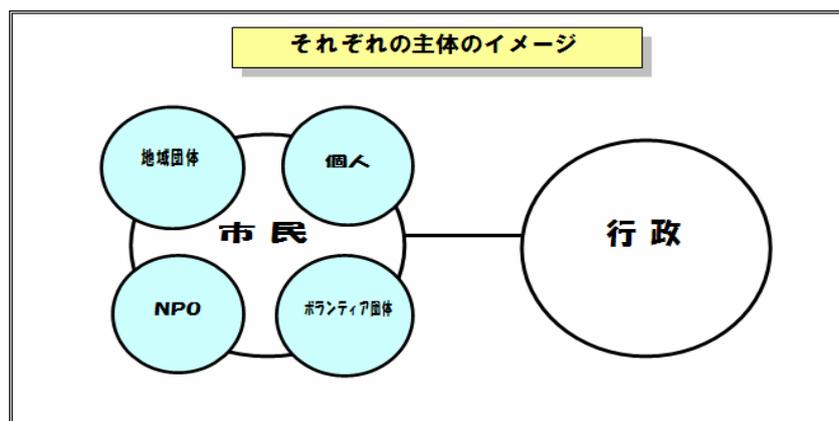


2 定義

(1) 市民

本市に住んでいる人、通勤・通学をしている人、地区自治公民館・自治会などの地域団体、ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体など、霧島市のまちづくりにかかわりのあるすべての人や団体をいいます。

なお、この指針においては、ボランティア団体に、企業や大学なども含むものとします。

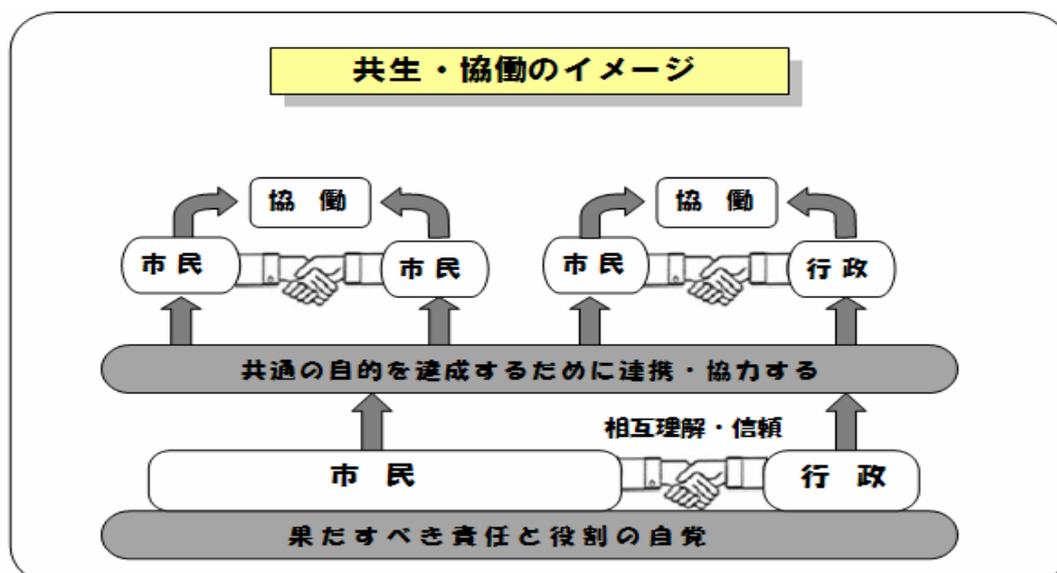


(2) 市民活動

市民の自主的・自発的な意思に基づき、市民生活の向上を目的とした営利を目的としない公益的な活動をいいます。(ただし、宗教活動・政治活動は除きます。) 市民活動には、地区自治公民館・自治会の活動やボランティア活動、NPO法人の活動、企業の社会貢献活動など多様な活動が含まれます。

(3) 共生・協働

市民と行政、あるいは市民どうしが、相互の理解と信頼のもと、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、対等の立場で、共通の目的を達成するために連携・協力することをいいます。



第2章 市民活動の現状と課題

1 市民個人の活動

地域社会を構成している最小の単位は市民個人です。地域団体、市民活動団体の構成員も事業所の社員も、また市の職員も市民個人であり、一人ひとりが、地域で生活しながら、互いに存在を認め合い、協力して、住みよい地域社会をつくっていくことが必要です。

市民活動を行う第一歩として、地域社会に関心を持って、自らができることを考え、自ら行動していくことが大切です。また、お互いに協力して解決していくことが大切なことであり、そのためにも自治会に加入し、その活動に参加することが必要です。

そして、市民活動や市政に参加することが、これからのまちづくりにおいて重要な役割になります。「自分たちの地区は自分たちでつくる」という自治意識を高めることが大切なことであり、「自助・互助・共助」の精神を醸成する必要があります。

このような中、平成21年4月には、高齢者のボランティア活動を応援する県内初の介護保険ボランティア・ポイント制度がスタートし、平成22年1月1日現在315名の登録者と124の受入施設を数え、ボランティア活動を通じた自身の健康保持や介護予防に対する取り組みも行われるようになりました。

【市民意識調査】

本市では、第一次霧島市総合計画に基づく計画的なまちづくりを進めています。総合計画の各施策の目標に対してどの程度達成できたのか分析し、その結果を行政経営に反映させるため、平成19年度から市民意識調査（アンケート）を実施しています。

平成21年4月に実施した調査は、対象者として市内に住居登録している20歳以上の3,000人を無作為抽出しています。（有効回収率40.0%）

その結果によると、地域活動やボランティア活動の参加状況（表1-1）について、「特に何もしていない」が50.2%と最も多くなっています。参加している地域活動で最も多いのは、「地区自治公民館、自治会、女性団体、老人クラブなどの地域活動団体」が28.4%、次いで「趣味のサークル活動」11.8%、「子ども会、青少年グループ、PTAなどの活動」9.8%の順となっています。

今後も(あるいは今後は)地域活動やボランティア活動への参加意向(表1-2)について、「できるだけ参加したい」と答えた人が51.5%で最も多く、「是非参加したい」7.7%と合わせると59.2%が地域活動等に参加したい意向を持っており、「できれば参加したくない」「参加したくない」の合計17.3%を大きく上回っています。

表1-1 地域活動等で現在参加している活動(複数回答)

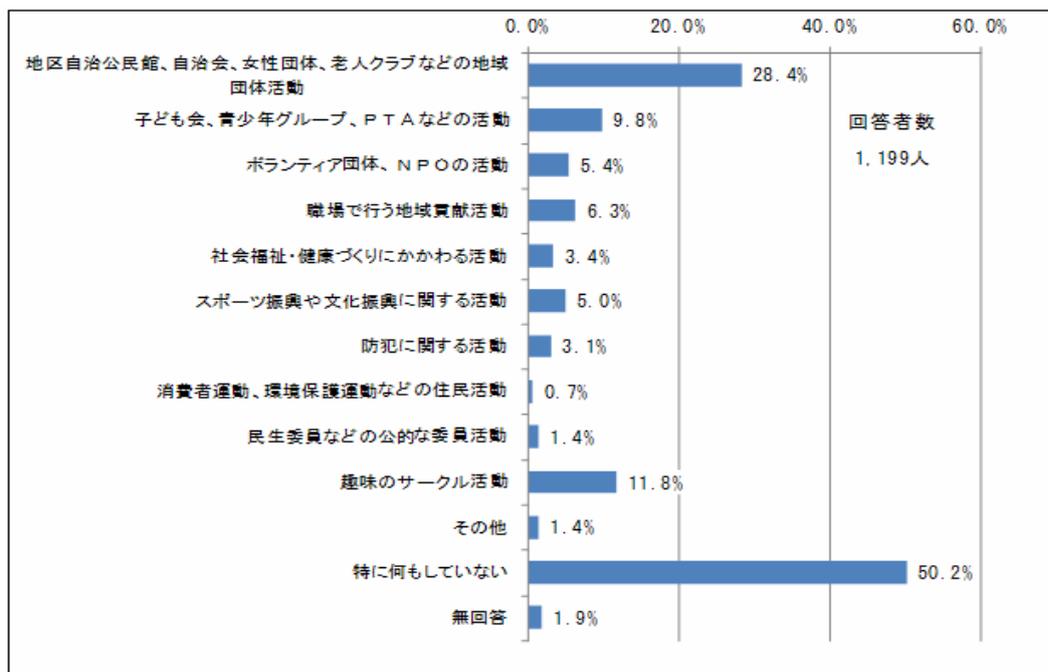
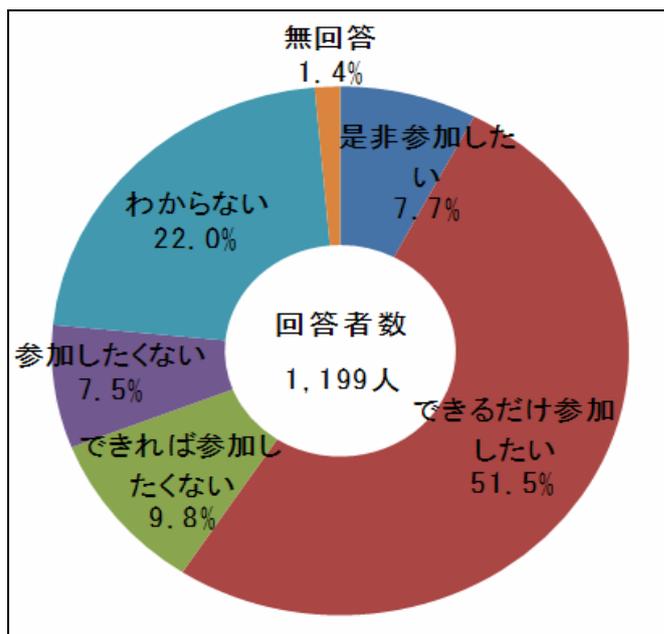


表1-2 地域活動等への参加意向



2 地域団体の活動

地域団体は、地域住民のよりよい暮らしを実現するために、地域単位で活動する団体のことで、「地区自治公民館」、「自治会」、「老人クラブ」、「子ども会」、「婦人会」などがあります。

地域の生活環境や福祉の向上のために活動する地域団体の中で、多くの住民が加入する地区自治公民館や自治会は、共生・協働による活力あるまちづくりを進めるうえで重要な役割を担います。

霧島市の自治組織は、合併後、新たに体系化された地区自治公民館（1階層の組織）と自治会（2階層の組織）で構成され、老人クラブ、子ども会等と連携して、地域に根ざしたさまざまな活動を行っています。

しかしながら、近年、少子高齢化の進行、地域住民の生活様式の変化や価値観の多様化、山間部における過疎化や平野部における混住化を背景とした、まちづくりの担い手不足、地域の連帯感の希薄化、コミュニティ意識の低下、自治会未加入者の増加などにより、地域におけるまちづくりの推進力の低下が懸念されています。

このような中、本市では、地区自治公民館が事業主体となり策定する地域まちづくり計画に基づく「自助・互助・公助」による計画的な地域づくりを行う地域まちづくり支援事業を推進しています。多くの住民の理解と参加を得るため、参加しやすい雰囲気づくりと積極的な呼びかけが必要です。

また、活動の内容によっては、地域団体とNPO法人やボランティア団体などの市民活動団体と連携を図ることで相乗効果が生まれ、「地域力」が増すものと考えられます。

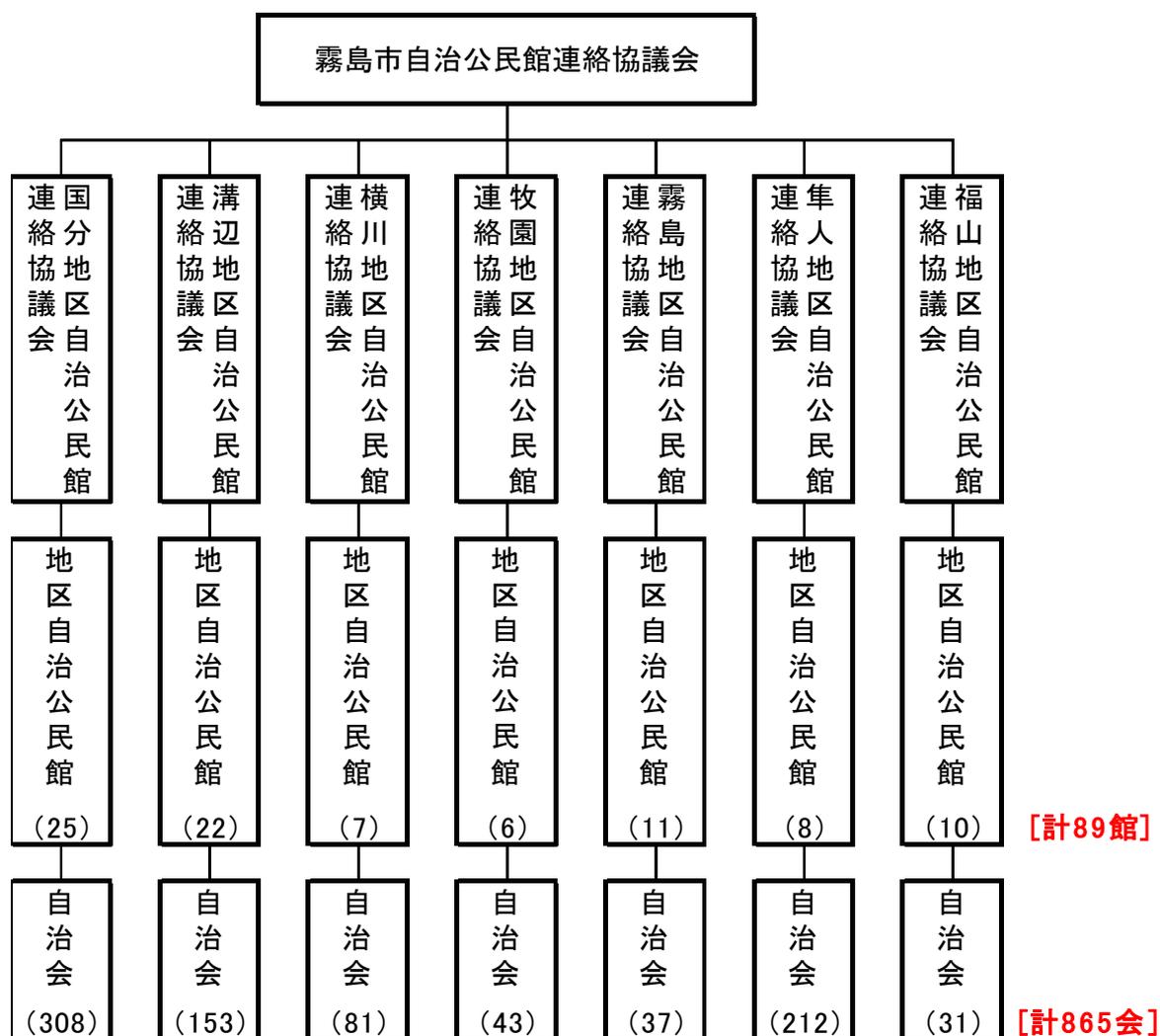
自治会の加入率が年々低下していることから、霧島市自治公民館連絡協議会では、平成21年度から自治会加入推進月間を設け、未加入者への自治会加入を進める取り組みを始め、徐々に、その成果が出始めています。

表2 自治会の加入状況 (単位：世帯・%)

	全世帯数	加入世帯数	加入率
平成18年度	56,216	43,160	76.8
平成19年度	56,635	41,789	73.8
平成20年度	57,013	40,711	71.4
平成21年度	57,473	40,246	70.0

※各年度12月1日現在

地区自治公民館・自治会の組織図



平成22年3月31日現在

3 市民活動団体の活動

市民活動団体は、特定の目的やテーマに賛同する人々が組織を形成し、または参集して、その実現のために活動をする団体のことで、「ボランティア団体」や「NPO法人」などがあります。

これらの団体の活動は、保健医療、福祉、社会教育、環境保全、まちづくり、学術・文化、環境保全、国際協力、男女共同参画、子どもの健全育成など幅広い分野にわたっています。

市民活動団体は、地域社会のさまざまな課題に対し、自己の責任により、自主的、自発的に取り組んでおり、これらの取組みは、それぞれ個々の団体内だけに留まるものではなく、市民との関わりをもって行われていますので、より多くの市民に理解され、また、受け入れられるように努力することは、大変重要なことです。

市民活動団体は、独自で活動を進めるだけでなく、必要に応じて他の市民活動団体や地域団体、事業者及び市と連携することも大切なことです。このことによって、活動の和を広げ、個性豊かで活力のある市民が主役の地域社会を築いていくことにつながります。

～ 市民活動の活発化 ～

社会情勢が大きく変化する中、価値観や生活様式の多様化・個性化等を背景とした人々の社会参加や自己実現の欲求は、ボランティアやNPOなどによる社会貢献活動として、近年、多種多様な分野で活発になってきています。

ボランティアの活動形態は多様であり、生涯学習ボランティアセンターや社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの登録制度に基づくものや、防犯パトロール隊のように各種団体の事業に参加するもののほか、身近なところでは地区自治公民館や自治会の活動の中で行われるものもあります。

「NPO (Non Profit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。

このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

(1) NPO法人

近年、福祉、まちづくり、環境、国際協力など様々な分野においてボランティア活動をはじめとする自主的な市民活動団体による社会貢献活動が活発化し、その活動に対する期待が高まっています。

しかしながら、法人格を持たない任意団体のままでは、契約や不動産の登記が団体名義でできないなどという問題があることから、法人格を取得するための手続き等を定めた「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」が、平成10年12月1日に施行されました。

本市のNPO法人は、法施行当初、わずか1団体しかなかったものが、平成19年4月に、NPO法人の設立認証等の事務が県から本市に権限移譲され、窓口が身近になったこともあり、平成22年2月1日現在では24団体と増え続けています。

活動分野も保健・医療・福祉の推進、まちづくりの推進、子どもの健全育成、文化・芸術・スポーツ振興、環境の保全など幅広い分野にわたっています。

NPO法人の数は今後も増えていくものと予想され、地域協働によるサービスの機会が拡大することにより、いっそうの協働体制の環境整備を図る必要があります。

一方、活動資金不足等で休眠状態になっている団体も出てきており、活動を定着化させる必要があります。

表3-1 霧島市所管のNPO法人数の推移

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
法人数	1	1	1	2	3	4	8	13	16	20	27

各年度3月31日現在

【表3-2 活動分野別NPO法人数】

分 野 別	法人数	割合(%)	順位
①保健、医療又は福祉の増進を図る活動	15	55.6	2
②社会教育の推進を図る活動	10	37.0	6
③まちづくりの推進を図る活動	16	59.3	1
④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	13	48.1	4
⑤環境の保全を図る活動	6	22.2	9
⑥災害救助活動	2	7.4	12
⑦地域安全活動	1	3.7	17
⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動	2	7.4	12
⑨国際協力の活動	7	25.9	8
⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	2	7.4	12
⑪子どもの健全育成を図る活動	15	55.6	2
⑫情報化社会の発展を図る活動	2	7.4	12
⑬科学技術の振興を図る活動	2	7.4	12
⑭経済活動の活性化を図る活動	12	44.4	5
⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	9	33.3	7
⑯消費者の保護を図る活動	4	14.8	11
⑰前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	5	18.5	10

※複数の分野を選択できるため、合計は法人数(27法人)と一致しない。

(2) ボランティア団体

① 生涯学習ボランティアセンター

生涯学習ボランティアセンターが、平成 18 年 4 月に教育委員会生涯学習課に設置されました。

設置当初より、市内の企業・高校・大学に出向き、チラシ・ポスター配布等広報とともに研修会・養成講座等の啓発活動を推進してきました。平成 22 年 1 月 1 日現在、学生団体を含め 39 団体、個人登録者を含めると総登録者数は、1,357 名となっています。

最近では、託児ボランティアの依頼が多くなり、特に平日に活動できる登録者が必要になってきています。また、国分・隼人在住の登録者が多く、その他の地域の登録者が少ないため、国分・隼人から遠距離のボランティア活動も依頼することもあります。

学生登録者の減少や高齢化に伴って活動が困難となる団体も出てきています。

表 4 生涯学習ボランティアセンター登録者の推移

(単位：団体・名)

	団体数 (学生団体再掲)	団体登録者数	個人登録者数	総登録者数
平成 18 年度	35 (3)	1,123	107	1,230
平成 19 年度	34 (4)	1,211	105	1,316
平成 20 年度	42 (8)	1,256	132	1,388
平成 21 年度	40 (7)	1,225	157	1,382

※各年度 4 月 1 日現在

② 社会福祉協議会ボランティアセンター

社会福祉協議会では、ボランティアセンターを本所に置いて、各支所においてもセンター機能を有する体制にしています。ボランティア活動への住民の参加を呼びかけるとともに、その活動を推進するため、広報、講座・研修会の開催、活動保険加入推進、福祉学習支援、相談・情報提供、団体の育成支援など各種事業を行っています。

ボランティア育成支援、ボランティア登録者間や関係機関との連携などボランティアセンター機能の充実と市民への周知・情報発信を強化する必要があります。

表 5 社会福祉協議会ボランティアセンター登録者の推移

(単位：団体・名)

	団体数	団体登録者数	個人登録者数	総登録者数
平成 18 年度	93	2,784	46	2,830
平成 19 年度	106	3,724	58	3,782
平成 20 年度	92	3,426	34	3,460
平成 21 年度	115	4,383	21	4,404

※各年度 3 月 31 日現在 (ただし、平成 21 年度は 2 月 1 日現在)

1 共生・協働の基本原則

共生・協働による活力あるまちづくりを進めるにあたり、市民全体の理解が得られるよう、効率性と透明性の高い事業執行に努め、次の6つの基本原則に留意することが必要です。

① 目的共有の原則

「何のために共生・協働するのか。」という目的を共有することが大切です。目的を共有することで、「いつまでにどれだけの成果をあげるのか。」という目標が明確になり、効果的な事業展開を図ることができます。

② 対等の原則

上下の関係ではなく、対等な関係にあることを常に認識し、お互いの長所で短所を相互に補完し合うことが大切です。

③ 相互理解の原則

お互いの役割や特性を正しく理解し、互いに尊重し合うことが大切です。

④ 自主性・自立性の原則

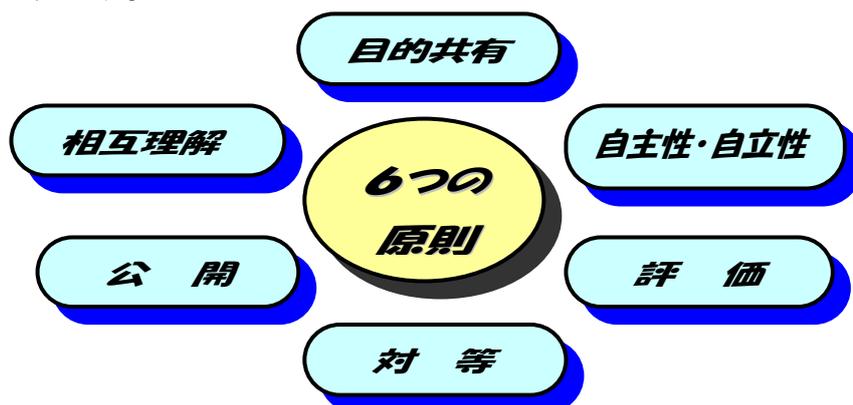
相互依存とならないように、自主性・自立性を尊重し、それぞれの特性を活かし、独自性・専門性を発揮することが大切です。

⑤ 公開の原則

共生・協働の内容は、透明で開かれたものとするため、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすことが大切です。

⑥ 評価の原則

共生・協働に係る活動の成果を評価・検証し、その結果を次の協働に活かすことが大切です。

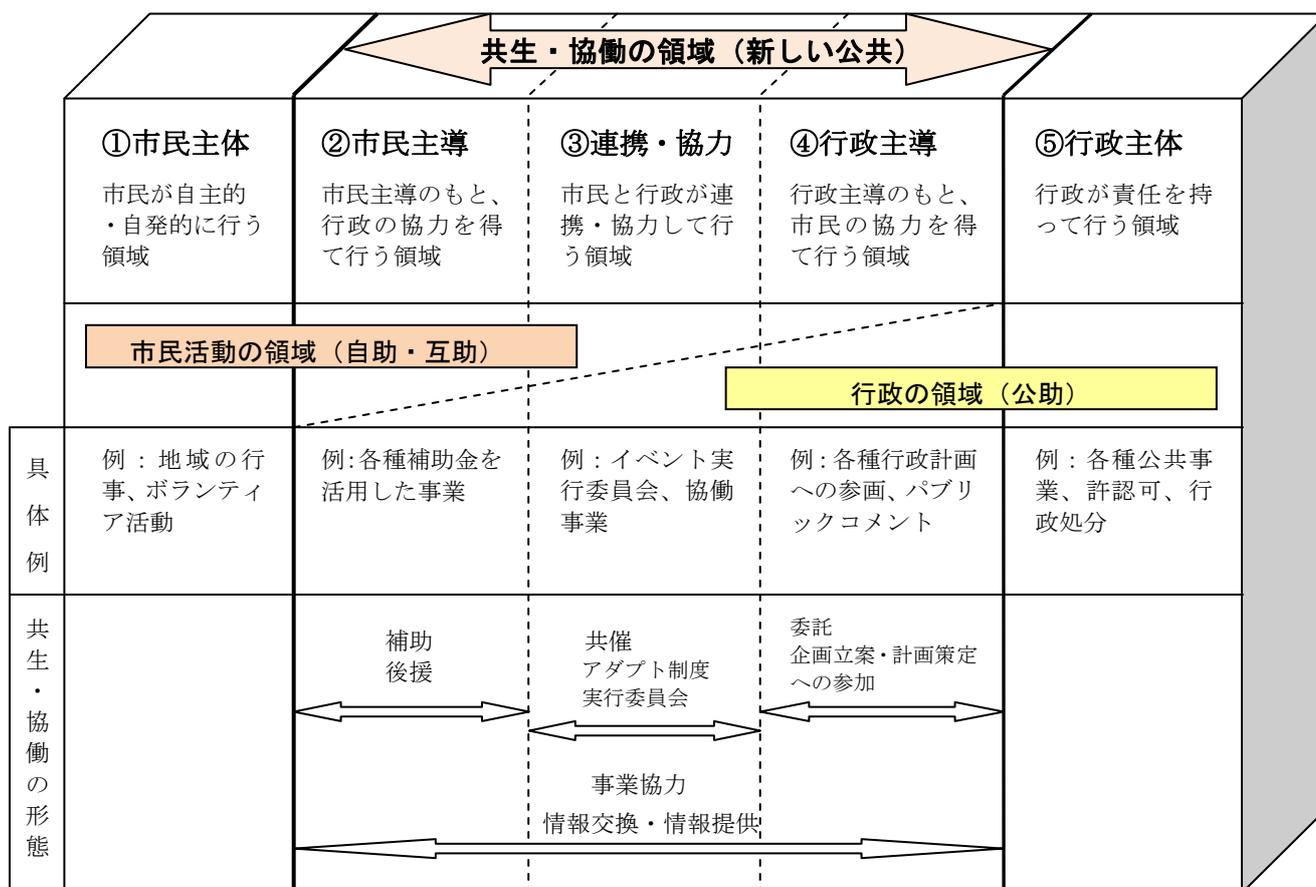


2 共生・協働の領域と形態

共生・協働を進めるにあたっては、さまざまな形態があります。事業主体や事業内容によって、もっとも効率的、効果的に実施できるよう協働の形態を選択していくことが重要になります。これらを検討し、委託、補助、事業協力、共催、実行委員会等の中から適切な形態を選択します。

また、共生・協働を進めていく中で、事業の特性が発揮されるよう、形態の見直しを行っていくことも大切なことです。

共生・協働の形態と領域の区分図



「自助・互助・公助」とは…

自助：自分でできることは自分でやること

互助：近隣の住民が助け合ってできることは互いに助け合うこと

公助：自助、互助でできないところは行政が行うこと

共生・協働の形態と内容

形態	共生・協働の内容	効果	例
委託	通常業務委託よりも協働の意図を強く持ったもので、市民の発想や特性を活かし、より効果的に実施するために、委託する方法です。 また、公共施設の管理運営に指定管理者制度を導入しています。	市民の有する専門的知識や経験が活かされ、多様なサービスの提供や先駆性が期待でき、市民目線に立ったきめ細かなサービスの提供が期待できます。	協働事業による委託など
補助	市民が行う事業に対して、市と課題や目的を共有した上で、金銭的な支援を行うことで公益を実現する方法です。	市民の自主性・自立性が尊重され、また円滑な事業展開や公益性の実現が期待できます。	〇〇事業補助金など
共催	市民と市がお互いに主催者としての責任を負担し、一つの事業を行う方法です。	お互いの知識、経験、能力、人的ネットワーク、資源を持ち寄ることで、単独で実施するよりも大きな効果が期待できます。	〇〇祭り、〇〇大会など
後援	市民が実施する事業の公益性を認め、その開催を援助する目的で、市の名義使用を承認する方法です。	市の名義を使用することで、社会的信頼が増し、周囲の理解や関心の向上が期待できます。	「後援：霧島市」、「後援：霧島市教育委員会」とある事業
事業協力	市民または市のいずれかが事業主体となり、お互いに目標や役割分担などを取り決め、協力して事業を行う方法です。	お互いの特性や得意分野を活かし発揮することで、より大きな効果が期待できます。また、理解し合うことで信頼関係の構築が期待できます。	地域美化活動、地域防犯活動など
アダプト制度	市民と市が協議し合意の上で公共施設などの清掃・美化活動を行い、市がその活動に伴う物品の支給などを行う方法です。	「地域のことは地域で行う」という自治意識が高まり、周囲の市民への波及効果が期待できます。また、活動を通して地域コミュニティが活性化し、地域住民同士の交流が期待できます。さらに市民主体で管理を行うことで、地域の特性にあった管理や公共施設の有効利用が期待できます。	道路里親制度など
企画立案・計画立案への参加	市民の持つ専門的知識や経験、情報等を反映させるため、審議会や委員会に参加して意見や提案・立案をしてもらうことや、施策の基本方針や条例案などに対して意見を求める方法です。	市民の意見が反映され、市民ニーズにより適した事業の実施が期待できます。	〇〇審議会、〇〇協議会、パブリックコメント、ワークショップなど
情報交換・情報提供	市民と市がそれぞれ持っている情報の公開や提供、意見交換などを通じて、情報の共有を図る方法です。	地域の課題や市民の声が的確に把握できます。お互いに情報を共有し合うことにより、それぞれの事業内容を充実させ幅を広げることが期待できます。	〇〇情報交換会、広報誌やホームページの活用など
実行委員会	イベントなどを実施する場合に、市民と市が構成員となって、主催者となり、社会的責任を共有した形で事業を行う方法です。	お互いの知識、経験、能力、人的ネットワーク、資源を持ち寄ることで、単独で実施するよりも大きな効果が期待でき、また、企画段階から協働することにより、相互理解が深まり、お互いの信頼関係を築くことが期待できます。	〇〇実行委員会など

3 共生・協働によって期待される効果

共生・協働に期待される効果は、市民のニーズに沿った、より質の高い、きめ細かで柔軟なサービスを提供することで、住みよいまちをつくることにつながることで

また、共生・協働の担い手である市民と行政の双方にとっても、それぞれの活性化につながる新たな効果が期待できます。

市民個人にとっての効果

- ①多様な市民ニーズに沿ったきめ細やかで柔軟な公共サービスの提供が受けられ、市民の満足度が高まります。
- ②自発的に地域の課題に取り組むことにより、自治意識が高まります。

地域団体にとっての効果

- ①市民参加意識が高まり、地域コミュニティの発展につながります。
- ②組織運営力など、組織の強化につながります。

市民活動団体にとっての効果

- ①社会的使命を効果的に実現する機会が増え、市民活動の活発化につながります。
- ②地域社会の一員として、地域や市民どうしの結びつきが深まり、より効果的な社会貢献活動が期待できます。
- ③協働の積み重ねにより、社会的認知度が高まります。

行政にとっての効果

- ①市民のさまざまな特性やノウハウを取り入れた、市民ニーズに沿ったきめ細かな公共サービスを提供することができます。
- ②事務事業や組織のあり方などの見直しにつながり、行政サービスの効率化など体質改善につながります。

4 共生・協働を進めるための役割

共生・協働を効果的に進めていくには、市民と行政がそれぞれ主役となって、自分たちの役割は何なのかを認識することが大切です。

市民

◎市民個人の役割

地域住民の一人として、地域社会に関心を持ち、積極的に地域の活動に協力することが大切です。

具体的には

- まちづくりに関する情報の収集
- 地区自治公民館や自治会など地域活動への参加
- ボランティアやNPO活動への参加

◎地域団体の役割

地区自治公民館、自治会、老人クラブ、子ども会、婦人会など地縁により組織される地域団体は、個人では解決が困難な課題に対して、助け合いの精神を発揮し、地域で課題解決が図られる地域づくりに努めることが大切です。

具体的には

- 地域の後継者育成を含め、持続可能な組織づくり
- 住民どうしの交流の場の提供
- 地域の課題(防災・防犯・環境・福祉など)解決への取り組み
- ボランティア団体やNPO法人などとの連携

◎市民活動団体の役割

ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体は、専門的知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用することが大切です。

具体的には

- 専門的知識や情報、ノウハウのまちづくりへの活用
- 活動の場の提供
- ネットワークの構築と活動の強化推進
- CSRの推進
- 市民活動に対する資金的・人的・技術的な活動支援
- 従業員の市民活動に取り組みやすい環境づくり
- 生涯学習の場の提供
- 行政や団体との連携
- まちづくりへの学生の参加

CSR (Corporate Social Responsibility) とは…

企業の社会的責任の意で、収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など企業が市民として果たすべき責任をいいます。

行政

◎行政の役割

市民の協働意識の醸成に努めるとともに、市民がまちづくり活動を行いやすい環境づくりや支援体制の整備に努めることが大切です。

具体的には

- 共生・協働の啓発・推進
(意識啓発・機会づくり、情報共有と相互理解、職員意識の高揚、共生・協働体制の整備)
- 市民活動の支援
(活動の場の整備、市民活動への財政支援、市民活動災害補償)

第4章 共生・協働を進めるための行政の推進方針

行政は、共生・協働の基本原則や領域・形態などの考え方、役割分担などを踏まえ、以下の推進方針に沿って共生・協働によるまちづくりを進めていくこととします。

また、共生・協働事業について、その目的や目標に対して取り組んだ結果や効果等を分析し、検証を行うなど、その成果を評価して翌年度の事業に活かしていきます。

1 共生・協働の啓発・推進

(1) 意識啓発・機会づくりを進めます

市民がまちづくりの主役として、自ら身近なまちづくりの課題解決に積極的に取り組む意識を育てるため、さらには、多くの人たちが公益的な市民活動に関心を持ち、その活動に参加するきっかけとなるための啓発活動や機会づくりを進めます。

また、地域住民のまちづくりへの参加を促進するため、地域住民が主体となって、計画的に地域のまちづくりを展開できるような機会づくりや、すべての市民が公平・公正にまちづくりに参加できるように、参加の機会の提供について配慮していきます。

推進策の例示

- 市報やホームページによる啓発
- 意識啓発のための講演会等の実施
- 自治会加入推進月間の設定
- 地域まちづくり支援事業の推進
- 学習機会等の提供(担い手づくり・人材育成)
- 介護保険ボランティア・ポイント制度の推進
- 各種審議会等における公募委員数の拡大・クォータ制^{※1}の推進
- パブリックコメント制度^{※2}の活用、ワークショップ^{※3}の活用など

(2) 情報を共有し、相互理解を深めます

市民と行政との信頼・協力関係を築いていくには、施政に関するさまざまな情報を積極的に公開していく必要があります。お互いが情報を提供する機会や手段を充実させ、情報の共有化を促進して、相互理解を深めます。

推進策の例示

- 市報やホームページの活用
- 情報公開の充実
- 出前講座^{※4}の開催
- ケーブルテレビの活用
- 情報交換会の実施、活動の発表の場づくりなど

(3) 職員の意識改革を進めます

市職員全員が、共生・協働によるまちづくりの考え方を十分理解していくための意識改革を進めます。

推進策の例示

- 職員向け共生・協働研修会
- 地域まちづくりサポーター制度の充実など

(4) 共生・協働の推進体制づくりを進めます

県・社会福祉協議会・大学等との連携や協力、相談機能や庁内各部署との協力体制づくりを進めます。

市民活動に対する共催・後援等を推進し、また、市民と行政が相互の特性を活かして共生・協働できる事業等を検討します。

推進策の例示

- 関係機関・庁内連携による協力体制の充実
- 共生協働推進課の相談機能の強化
- 共催・後援等の推進
- 公共施設アダプト制度^{※5}の導入
- 提案公募型委託事業^{※6}の実施など

2 市民活動の支援

(1) 市民活動の拠点づくりを進めます

市民が自発的に地域の課題に取り組み、それぞれが充実した活動を展開できるよう支援制度の活用や公共施設の有効利用、中間支援拠点^{*7}の機能の充実・連携などを通じて、活動のための拠点づくりを進めます。

推進策の例示

- 地域振興補助制度の充実
- 生涯学習ボランティアセンターや社会福祉協議会ボランティアセンター・市民活動支援センター等中間支援拠点の機能充実・連携
- 公共施設(会議室等)の開放、印刷の支援など

(2) 市民活動へ財政的な支援をします

共生・協働によるまちづくりの核となる地区自治公民館・自治会については、地域の独自性や主体性を尊重し、計画的に地区活性化に取り組む活動に対し、財政的な支援をします。

また、市民活動の活性化を促進させる必要があることから、公益性・社会貢献度の高い活動を行う団体等に対しても、その活動に応じた財政的な支援をします。

推進策の例示

- 地区自治公民館・自治会の運営支援
- 地区活性化事業補助制度の充実
- 市民活動支援事業の推進など

(3) 市民活動の災害補償をします

市民が安心して市民活動に参加できるよう万一の事故に備えて、市が市民活動の災害補償の保険に加入し、保険料を負担します。

参 考 资 料

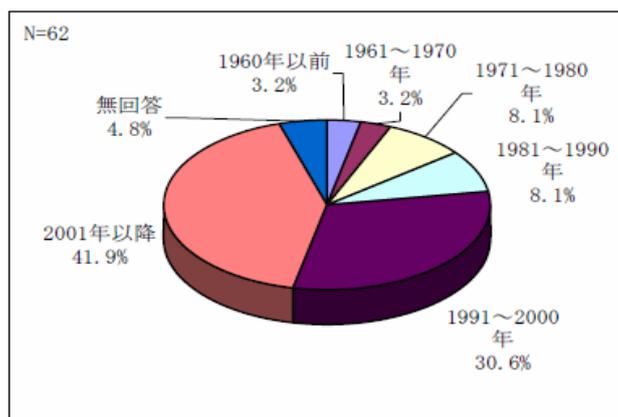
市民活動団体の実態調査

ボランティアをはじめとする市民活動を行っている団体やグループの現状・課題等を把握することを目的に、合併直後の平成18年度に実態調査を実施しました。調査対象は、市内で活動するNPO法人、ボランティア団体等157団体です。(回収率70.7%) (注：掲載している表はこの実態調査から一部抜粋したもので、団体全体を集計したものとボランティア活動を主たる目的とする団体のみを集計したものが混在しています。)

調査から3年が経過し、この間、市の支援策の推進、NPO法人の増加など多少状況が変わっていますが、団体そのものの実情に大差はないと思われます。

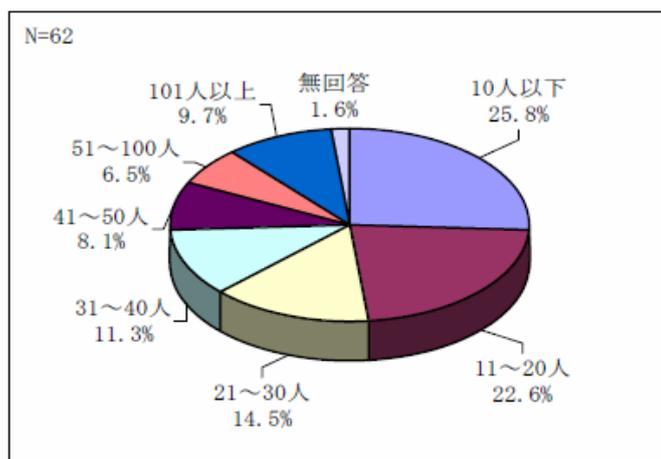
団体の設立時期(表5-1)は、2001年以降に設立された団体が全体の41.9%を占めており、次いで1991～2000年が30.6%となっています。これらで全体の約7割と、比較的新しく設立された団体が多くなっています。

表5-1 団体の設立時期



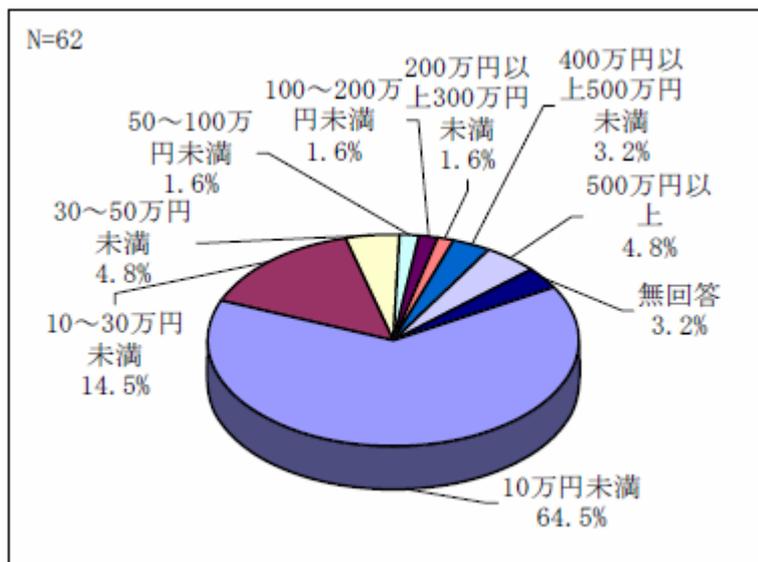
会員数(表5-2)は、「10人以下」の団体が25.8%、次いで「11～20人」が22.6%、「21～30人」が14.5%となっており、これら全体の約6割を占めています。

表5-2 団体の会員数



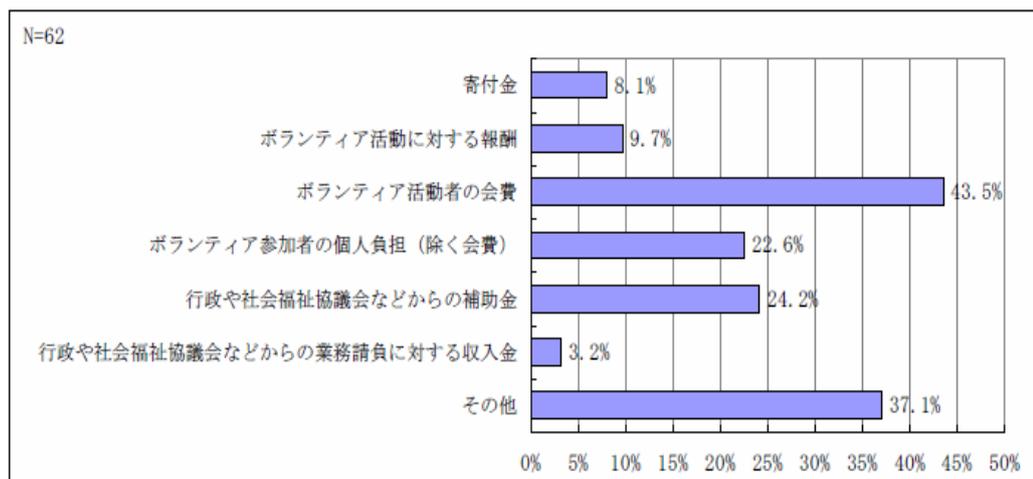
団体の収支規模(表5-3)は、「10万円未満」と回答した団体が64.5%を占めており、事業規模の小さな団体が多いことがわかります。

表5-3 団体の収支規模



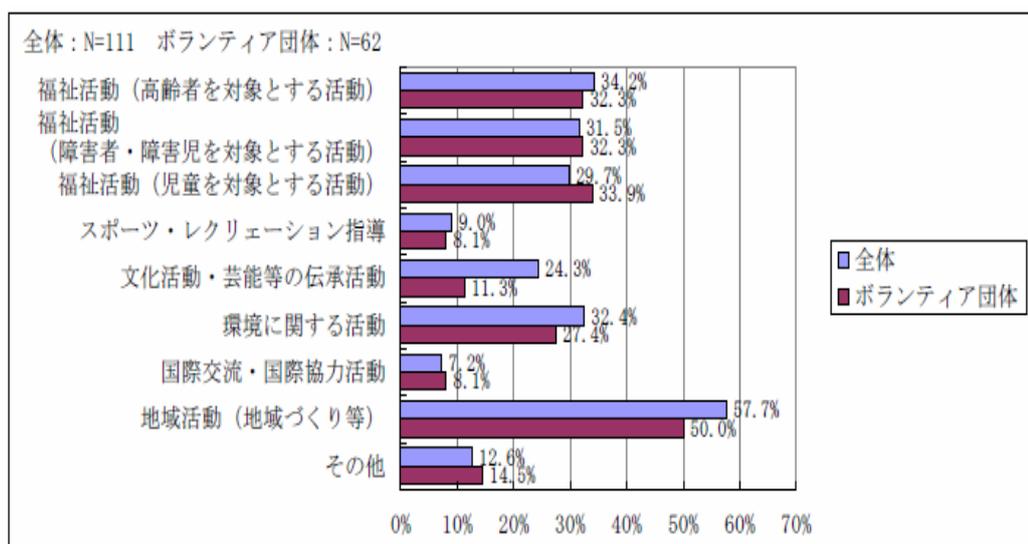
団体の収入源(表5-4)は、「ボランティア活動者の会費」が43.5%と最も多く、「行政や社会福祉協議会などからの補助金」が24.2%、「ボランティア参加者の個人負担(除く会費)」が22.6%となっています。

表5-4 団体の収入源



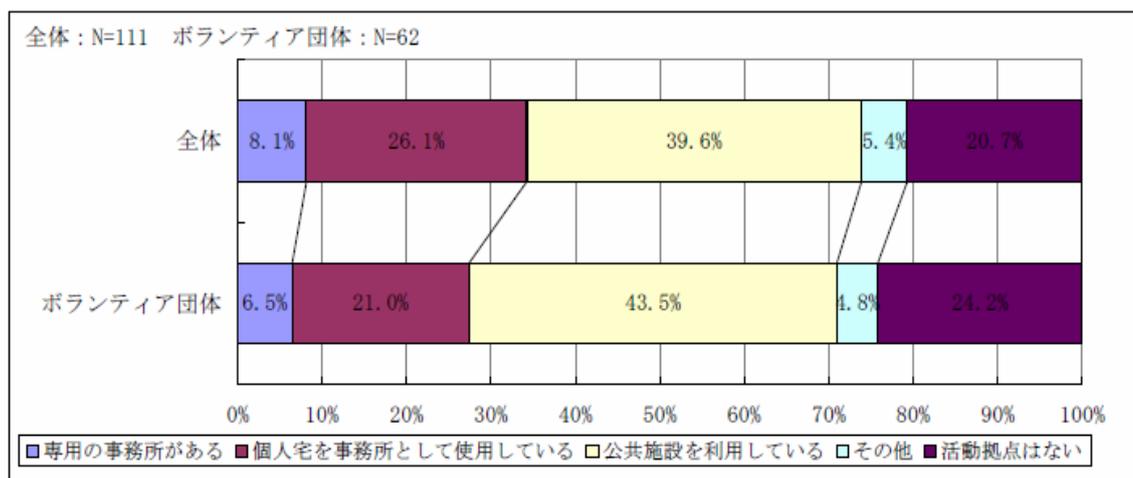
団体の活動分野(表5-5)は、全体をみると「地域活動(地域づくり等)」が57.7%と最も多く、「福祉活動(高齢者を対象とする活動)」が34.2%、「環境に関する活動」が32.4%、「福祉活動(障害者・障害児を対象とする活動)」が31.5%となっています。

表5-5 団体の活動分野



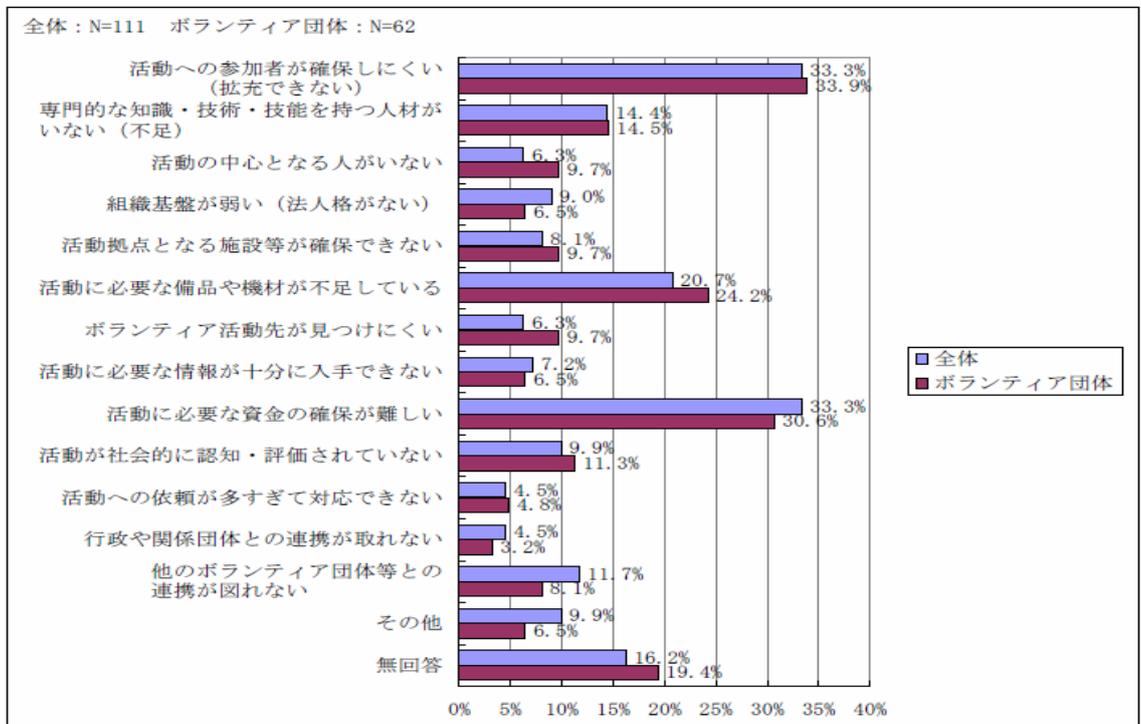
団体の活動拠点(表5-6)は、全体を見ると、「公共施設を利用している」が最も多く、39.6%、次いで「個人宅を事務所として使用している」の26.1%となっています。ボランティア団体を見ると、「専用の事務所がある」「個人宅を事務所として使用している」の割合が下がり、「公共施設を利用している」割合が高くなっています。

表5-6 団体の活動拠点



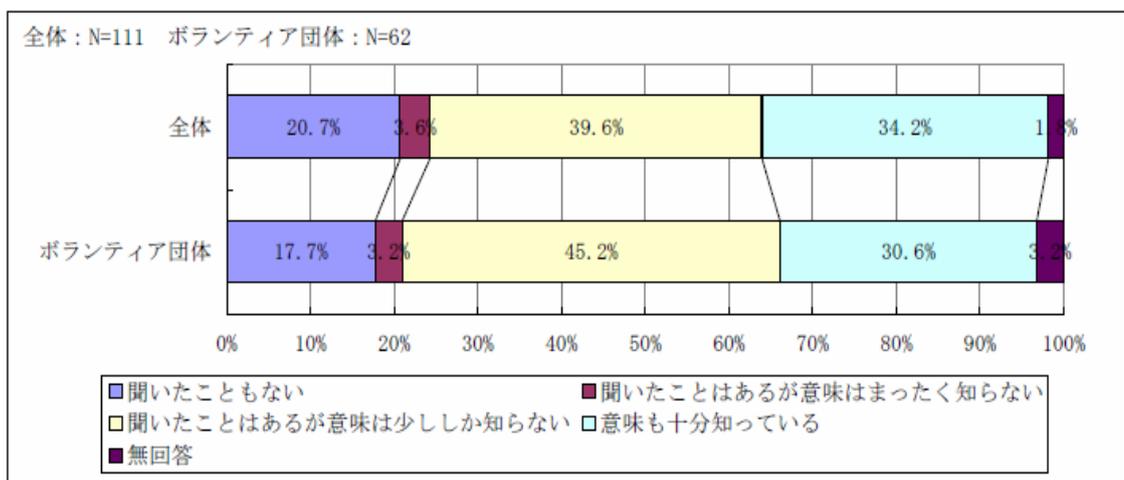
団体の運営上の問題点(表5-7)は、全体とボランティア団体との間に大きな傾向の違いはなく、「活動への参加者が確保しにくい(拡充できない)」と「活動に必要な資金の確保が難しい」と回答した団体の割合がともに3割以上と高くなっています。

表5-7 団体の運営上の問題点



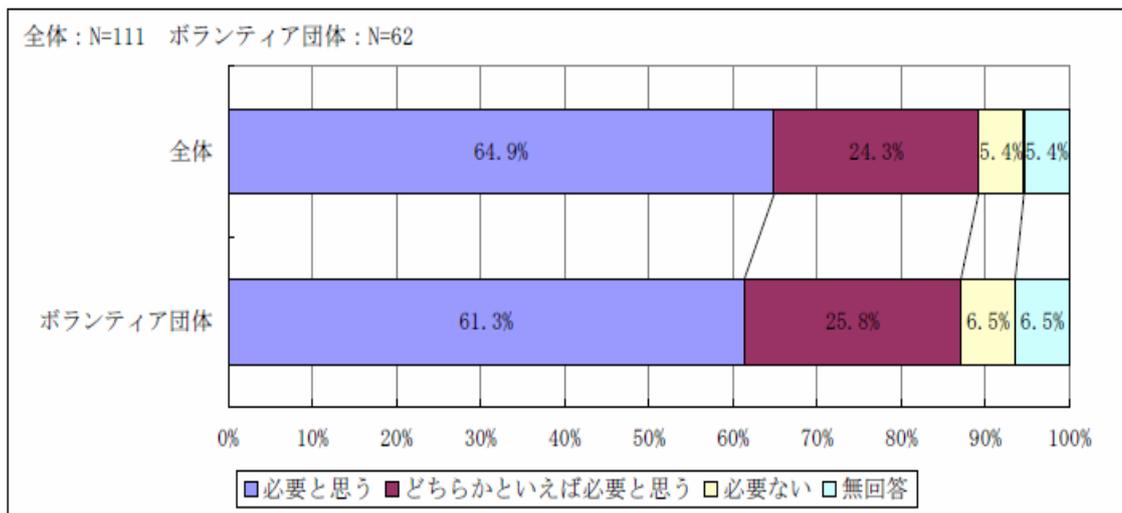
「共生・協働」の認知度(表5-8)は、全体では「聞いたことはあるが意味は少ししか知らない」が39.6%、「意味も十分知っている」が34.2%となっているのに対し、ボランティア団体では「意味も十分知っている」と回答した割合が下がり、「聞いたことはあるが意味は少ししか知らない」が45.2%となっています。

表5-8 「共生・協働」の認知度



共生・協働のまちづくり推進の必要性(表5-9)は、全体・ボランティア団体ともに「必要と思う」と回答した団体の割合が6割以上を占めており、「必要ない」と回答した団体の割合は6%前後にとどまっています。

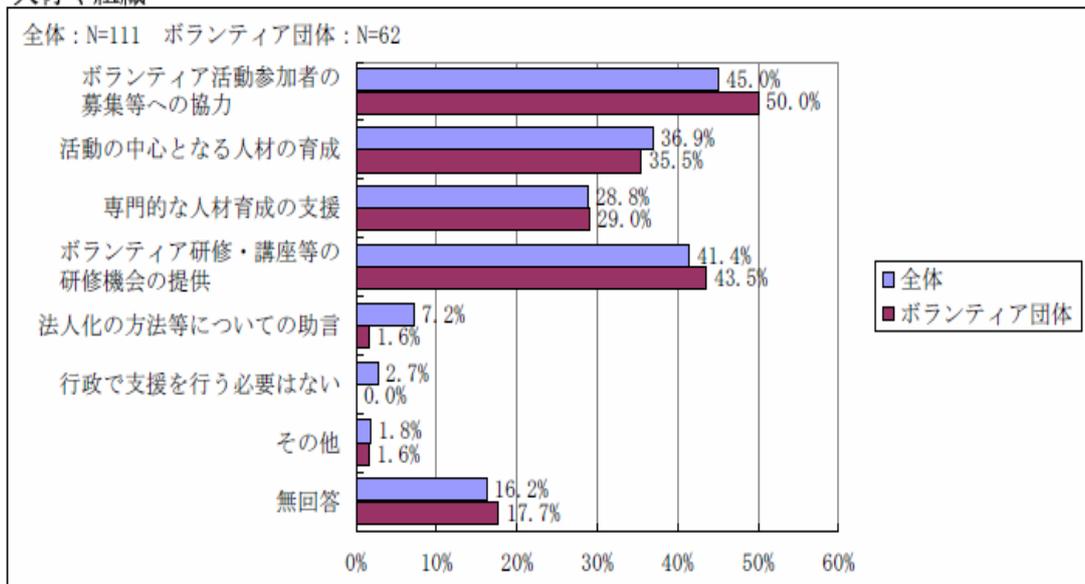
表5-9 共生・協働のまちづくり推進の必要性



市民活動団体への行政支援(人材や組織)(表5-10)は、「ボランティア活動参加者の募集等への協力」「ボランティア研修・講座等の研修機会の提供」がともに4割以上となっており、特にボランティア団体の割合が高くなっています。

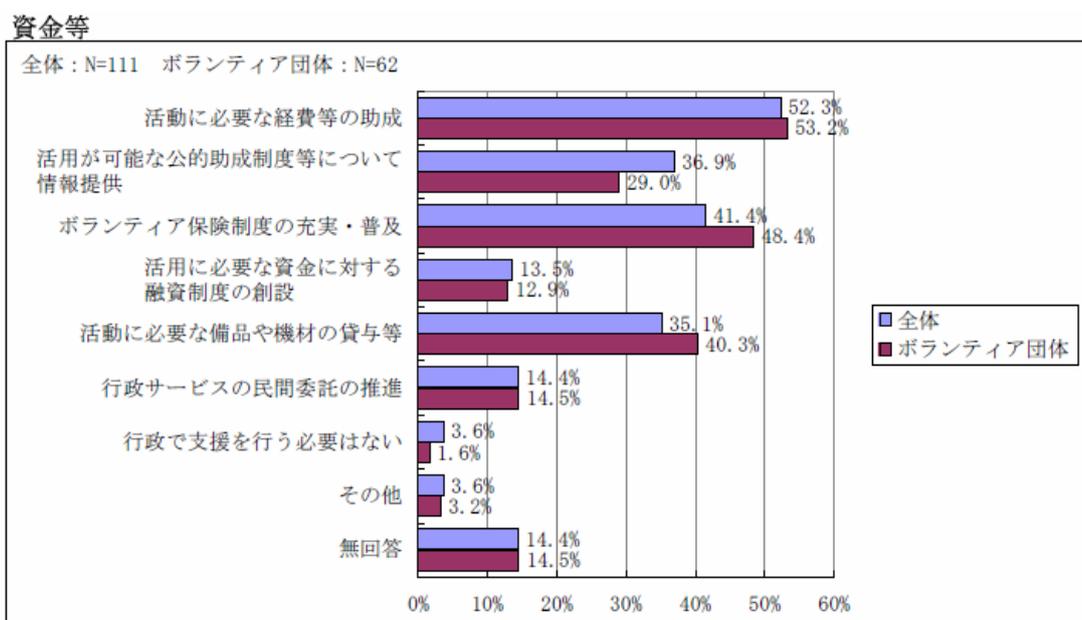
表5-10 市民活動団体への行政支援(人材や組織)

人材や組織



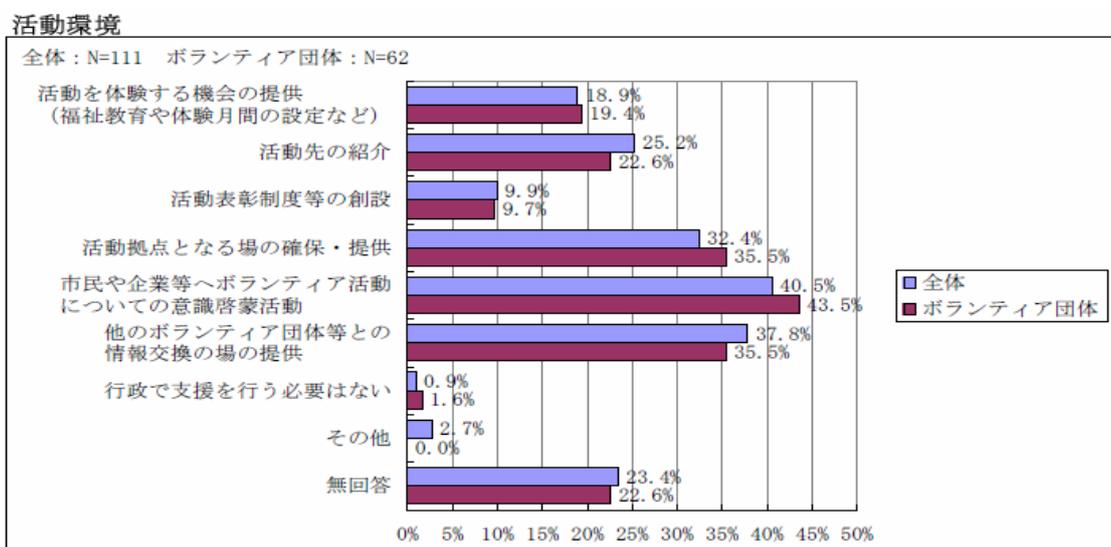
市民活動団体への行政支援(資金等)(表5-1-1)は、「活動に必要な経費等の助成」が半数以上と最も高く、次いで、「ボランティア保険制度の充実・普及」の約4割となっています。全体では、「活用が可能な公的助成制度等についての情報提供」が36.9%であるが、ボランティア団体を見ると、「活動に必要な備品や機材の貸与等」が40.3%となっています。

表5-1-1 市民活動団体への行政支援(資金等)



市民活動団体への行政支援(活動環境)(表5-1-2)は、全体では、「市民や企業等へのボランティア活動についての意識啓発活動」が40.5%と最も高く、次いで、「他のボランティア団体等との情報交換の場の提供」が37.8%、「活動拠点となる場の確保・提供」が32.4%となっています。

表5-1-2 市民活動団体への行政支援(活動環境)



用語の説明

※1 クォータ制

委員の任命にあたって、男女の割合がどちらかの一方の性に偏ることのないように、あらかじめ一定の比率を割り当てておく制度のことです。

※2 パブリックコメント制度

計画や条例等を制定する際、原案の段階で市民に公表して意見を求め、提出された意見を考慮した上で意思決定を行う一連の手続きのことです。

※3 ワークショップ

仕事場、作業場、研究集会。市民参加型のまちづくりの手法として、複数のひと（市民と市民あるいは市民と行政）が集まり、問題を解決する手段として、参加者の誰もが自由に意見を出して討議し、時には現場を見たり、作業をしたりしながら、共通の目的達成、問題解決のために行われる会議の手法のことです。

※4 出前講座

職員等が市民の集会等に出向き、市政の関心事項をはじめ、市政の仕組みや制度、事業内容等をわかりやすく説明するとともに、市民の要望や意見を聴き、市政に反映させることです。

※5 公共施設アダプト制度

市民の皆さんが、道路や公園などの公共施設の「里親」となり、清掃、除草などの美化活動を行い、市がそれに支援を行うというものです。

※6 提案公募型委託事業

市が提示するテーマに対し、市民の皆さんから広く企画案を募集し、ともに公共的な課題の解決に取り組んでいこうとするもので、採択された提案は、委託契約を締結のうえ事業を実施することになります。

※7 中間支援拠点

活動の場の提供、情報提供、相談業務、人材育成、ネットワークづくりなどの市民活動の支援や協働の推進のための機能を担う拠点施設のことです。

霧島市市民活動促進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民活動の促進に関し、必要な事項を審議するため、霧島市市民活動促進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民活動の促進に関すること。
- (2) 市民活動支援事業の選考審査に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 公募により選出された者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員は、自ら所属する団体の事業について審査する場合にあっては、その議事に参加することができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部共生協働推進課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

市民活動促進委員会（指針策定検討委員会）の活動経過

会議等	開催日時	内 容
第1回	平成20年6月18日（水）	委員会の設置・運営に関する説明、委員紹介、委員長・副委員長の選出、共生・協働事業の概要
第2回	平成20年11月28日（金）	指針案の検討
第3回	平成20年12月19日（金）	指針案の検討
第4回	平成21年4月22日（水）	市民グループとの意見交換
第5回	平成22年3月19日（金）	指針案の検討
第6回	平成22年3月26日（金）	指針案の検討（最終確認）

市民活動促進委員会 委員名簿（任期：平成20年6月から2年）

役職	氏 名	備 考
委員長	岩 橋 恵 子	志學館大学人間関係学部教授
副委員長	小 浜 洋 一	かごしまNPO支援センター理事長
委員	岩 倉 親 行	霧島市自治公民館連絡協議会推薦
委員	園 田 健 一	霧島市ボランティア団体連絡協議会推薦
委員	中 野 ヨシ子	市民グループ代表（ウイメンズ隼人）
委員	岩 元 三枝子	公募
委員	山 口 剛	霧島市企画部長
委員	大 野 むつみ	霧島市社会福祉協議会ボランティアセンター所長

霧島市共生・協働に関する指針

～共生・協働による活力あるまちづくりをめざして～

霧島市企画部共生協働推進課

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

電 話 0995-64-0988

F A X 0995-47-2522

E-mail kyodo@city-kirishima.jp